

## 近江八幡市立総合医療センターにおける医療事故に係る公表基準について

### 1. 目的

近江八幡市立総合医療センター（以下「病院」という。）において発生した医療事故について、市民に対し適切な情報提供を行うことにより、医療の透明性を高めるとともに、市民が信頼し安心して医療を受けられる環境づくりと安全管理体制の向上を図るために、医療事故等の公表基準を定める。

### 2. 医療事故等のレベル区分

医療事故等のレベル区分は下表のとおりとする。

	区分	内容
インシデント	レベル0	直接的な影響がなく、実施される前に発見した場合
	レベル1	医療事故による実害はなかったが、何らかの影響を与えた可能性があるため、観察や心身の配慮が必要となった場合
	レベル2	医療事故により、バイタルサイン（血圧・脈拍・呼吸などの生命徴候）の変化が生じ観察の強化及び検査の必要が生じた場合
アクシデント	レベル3a	医療事故により、軽微な処置や治療（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）を要した場合
	レベル3b	医療事故により、濃厚な処置や治療（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、入院日数の延長、外来患者の入院、手術に至った事例など）を要した場合
	レベル4	医療事故により、永続的な傷害が残った場合
	レベル5	医療事故による死亡

#### 注1 医療事故

医療にかかわる場所で、医療の全過程において発生する人身事故の全てを含み、その被害は患者のみならず医療従事者も含む。なお、医療従事者の過誤、過失を問わない。

### 3. 公表基準

発生した医療事故について、結果の重大性により以下のとおり区分する。

なお、患者及びその家族の個人情報保護に十分な配慮を講じるとともに、患者及びその家族の意思を最大限尊重する。

	区分	内容
インシデント	レベル0	包括的公表  (社会的影響を考慮の上、病院長が必要と認める事例については、個別に公表)
	レベル1	
	レベル2	
アクシデント	レベル3a	
	レベル3b	
	レベル4	個別公表
	レベル5	個別公表 (重大な事例は原則報道機関公表)

### 4. 公表する方法

- 1) 病院ホームページを用いて公表を行う。
- 2) 重大な事例は、病院ホームページへの掲載の他、患者及びその家族等の同意のある範囲内で報道機関に公表する。
- 3) レベル5（医療事故による死亡）の事例においては、東近江保健所に報告書を提出する。

### 5. 公表する時期

- 1) ホームページへの公表は、原則として年2回（5月および11月）行う。
- 2) 報道機関への公表は、可及的速やかに行う。

### 6. 公表の手続き

公表については、医療安全管理委員会で決定する